

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

| | |
|--|--|
| 会 議 名 | 庁 議 |
| 開 催 日 時 | 平成 30 年 7 月 30 日（月）午前 9 時 57 分～午前 10 時 29 分 |
| 開 催 場 所 | 301 会議室 |
| 出席者及び 欠 席 者 | 出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：なし |
| 議 題 | 1 平成 30 年第 3 回市議会定例会提出議案について 2 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：第 3 回市議会定例会の招集期日は、9 月 4 日（火）である。 |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員 | 議題 1 平成 30 年第 3 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 29 年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は 28,359,433,137 円、歳出決算額は 27,634,921,268 円、歳入歳出差引残額は 724,511,869 円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 23,740,000 円であり、実質収支は 700,771,869 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成 29 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は 10,257,563,902 円、歳出決算額は 9,810,806,911 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 446,756,991 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 |

(3) 平成 29 年度武蔵村山市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,222,318,364 円、歳出決算額は 1,182,078,577 円、歳入歳出差引残額は 40,239,787 円である。なお、翌年度へ繰り越すべき財源は 13,502,000 円であり、実質収支は 26,737,787 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 平成 29 年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 4,837,462,632 円、歳出決算額は 4,651,383,288 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 186,079,344 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 29 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 2,004,932,791 円、歳出決算額は 1,935,169,042 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 69,763,749 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成 29 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

歳入決算額は 1,465,861,874 円、歳出決算額は 1,393,859,298 円、歳入歳出差引残額及び実質収支は 72,002,576 円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (7) 武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(企画財務部長説明)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 66 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要は、武蔵村山市議会議員選挙において選挙運動のために使用するビラの作成を公営とするものである。

施行期日は平成 31 年 3 月 1 日からとする。なお、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (8) 武蔵村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要の 1 点目は、放課後児童支援員の基礎資格としての規定の明確化（第 10 条第 2 項第 4 号）、2 点目は専門職大学の前期課程を修了した方について、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として対象に追加するもの（同項第 5 号）、3 点目は放課後児童支援員の資格要件の拡大（同項第 10 号）である。

施行期日は公布の日からとする。ただし、第 5 号の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日からとする。

平成 26 年厚生労働省令により、学童クラブにおいて、事業単位ごとに放課後児童支援員を 2 人以上置かななくてはならないとされた。放課後児童支援員は、保育士や教員の資格を有する者、高卒で 2 年以上従事経験がある者など基準資格を有している者であって、都道府県知事が実施する研修を修了した者でなければならないと規定されている。今回の改正については、都道府県知事が実施する放課後児童支援員研修の受講要件の明確化と緩和を含むものである。

(質 疑)

○ 学童クラブ支援員の資格要件の緩和ではないのか。

● 都道府県知事が実施する研修の受講資格要件の緩和である。

それにより、研修が受講しやすくなる。

- 現在無資格で従事している嘱託員はどうなるのか。
- 一つの学童クラブに2人の支援員がいなくてはならないが、2人のうち1人は補助員でもよいことになっている。経過措置期間が設けられており、平成27年度から東京都の研修を随時受講している。平成27年度から29年度までに34人が研修を受講し、放課後児童支援員の資格を所持している。平成30年度も受講予定である。
- 児童館の職員も同様の資格が必要なのか。
- 児童館は資格要件はないが、児童館の職員にも東京都の研修を受講してもらっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 平成30年度武蔵村山市一般会計補正予算（第3号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。7月31日まで各課ヒアリング予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 平成30年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 平成30年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 平成30年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(13) 平成30年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

(都市整備部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

(14) 平成30年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について

(企画財務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会委員が、平成30年9月30日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。

教育委員会委員の任期は、平成30年10月1日から平成34年9月30日までの4年間である。

なお、本議案は追加予定で、教育委員会委員の島田 妙美氏の任期満了によるものである。

(結論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

| | |
|--|--|
| | <p>(1) 平成 29 年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について (財政担当部長説明) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号) 第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告する。 概要については、平成 29 年度武蔵村山市の健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものである。 (結 論) 報告事項として決定する。</p> <p>【諮問事項/追加予定】</p> <p>(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財務部長説明) 人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。 人権擁護委員が平成 31 年 3 月 31 日付で辞任することに伴い、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。人権擁護委員の任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの任期 3 年である。 なお、追加予定とし、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。人権擁護委員の加園多大氏の任期満了によるものである。 (結 論) 諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 3 回市議会定例会の招集期日について 第 3 回市議会定例会の招集期日は 9 月 4 日(火)である。</p> |
|--|--|

| | |
|------------------|--|
| 会議録の開示 ・非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:) <input type="checkbox"/> 非 開 示(根拠法令等:) |
|------------------|--|

| | |
|-------|----------------------|
| 庶務担当課 | 企画財務部 企画政策課(内線: 374) |
|-------|----------------------|

(日本工業規格 A 列 4 番)